

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年8月11日

【四半期会計期間】 第39期第2四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社日住サービス

【英訳名】 The Japan Living Service Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野村 英雄

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三河 大

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三河 大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第2四半期 連結累計期間	第39期 第2四半期 連結累計期間	第38期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (千円)	3,354,967	3,363,417	6,443,720
経常利益 (千円)	394,485	284,779	500,127
四半期(当期)純利益 (千円)	244,461	345,073	433,895
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	256,131	335,301	454,058
純資産額 (千円)	4,090,941	4,597,449	4,383,558
総資産額 (千円)	7,962,443	8,727,564	8,196,827
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	16.29	22.34	28.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		22.32	
自己資本比率 (%)	50.4	51.7	52.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	522,365	311,971	618,273
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	107,914	415,933	444,518
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	149,823	139,045	5,301
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,482,901	2,421,810	2,386,727

回次	第38期 第2四半期 連結会計期間	第39期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.36	15.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「売上高」には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 第38期連結会計期間及び第38期第2四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載いたしました「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日～平成26年6月30日）におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が懸念されていたものの、政府や日銀による経済・金融政策の効果を背景に、景気は緩やかながらも回復基調が続いております。一方、円安の影響も加わって原材料や食料品を中心に物価は上昇基調にあり、消費税増税による個人の消費マインド減速も懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

不動産業界におきましては、7月に発表された路線価につきましても、大都市圏を中心に上昇傾向が見られ東京都、大阪府では6年ぶりに上昇に転じ、地価の底打ち感が鮮明となりました。

一方では、堅調に推移しておりました持家、分譲住宅の着工件数は建築コストの上昇や駆け込み需要の反動もあって、このところ減少を示しており、市況の先行きに対する不透明感を払拭できない状況が続くことが予想されます。

このような事業環境のもと、当社グループでは、安心・安全な長期優良住宅仕様の建売住宅やリノベーションマンションの販売を進めるとともに、売買仲介では値ごろ感のある物件の成約に注力したほか、賃貸仲介、管理等を含めた不動産に関するトータルサービスの提供に取り組んでまいりました。また、経営資源の有効化の一環として保有不動産の売却にも取り組みました。

その結果、当第2四半期連結累計会計期間における当社グループの売上高は3,363百万円（前年同期比0.3%増加）、営業利益は290百万円（同28.0%減少）、経常利益は284百万円（同27.8%減少）、四半期純利益につきましては、保有不動産の売却の決定等を受けて繰延税金資産が増加し、法人税等調整額を174百万円計上したこと等により、345百万円（同41.2%増加）となりました。

[不動産売上]

長期優良住宅仕様の建売住宅やリノベーションマンションの販売に注力いたしましたが、売上高は438百万円（前年同期比3.8%減少）、セグメント利益は36百万円（同10.0%減少）となりました。

[不動産賃貸収入]

入居率の安定を図りましたが、募集条件の見直しを行ったこと等により売上高は216百万円（前年同期比1.6%減少）、セグメント利益は15百万円（同63.2%増加）となりました。

[工事売上]

消費税引上げ前の駆け込み需要があったことや、長期優良住宅の請負に注力したほか、取扱件数の増加や、インスペクションの結果を踏まえた設備工事の提案に努めたこと等により、売上高は977百万円（前年同期比.11.6%増加）、セグメント利益は41百万円（同6.7%減少）となりました。

[不動産管理収入]

管理物件の取得と入居率の向上に注力いたしました結果、売上高は249百万円（前年同期比6.0%増加）、セグメント利益は46百万円（同5.1%減少）となりました。

[受取手数料]

売買仲介につきましては、取扱単価は上昇いたしましたが、取扱件数が減少したこと等により、手数料収入は前年同期比4.7%の減少、賃貸仲介に伴う手数料につきましては、前年同期比10.6%の減少となったこと等により、受取手数料収入合計は1,481百万円（前年同期比5.5%減少）、セグメント利益は311百万円（同23.1%減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産の残高は3,353百万円となり、前連結会計年度末と比較して118百万円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金が35百万円、販売用不動産が29百万円、前払費用が21百万円、有価証券が14百万円、営業未収入金が15百万円及び工事未収入金が10百万円増加いたしました。仕掛販売用不動産が17百万円減少したことであります。

（固定資産）

当第2四半期連結会計期間末における固定資産の残高は5,365百万円となり、前連結会計年度末と比較して407百万円増加いたしました。その主な要因は、保有不動産の売却の決定等により繰延税金資産が168百万円増加したほか、新築賃貸マンションの購入等により、建物及び構築物が268百万円、土地が93百万円増加した一方で、投資有価証券が119百万円減少したことであります。

（流動負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は2,909百万円となり、前連結会計年度末と比較して66百万円増加いたしました。その主な要因は、未払法人税等が94百万円、その他に含まれる未払費用が86百万円増加した一方で、その他に含まれる未払金が49百万円、工事未払金が29百万円減少したことであります。

（固定負債）

当第2四半期連結会計期間末における固定負債の残高は1,220百万円となり、前連結会計年度末と比較して250百万円増加いたしました。その主な要因は、社債が249百万円、長期未払金が86百万円増加した一方で、役員退職慰労引当金が85百万円減少したことであります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は4,597百万円となり、前連結会計年度末と比較して213百万円増加いたしました。その主な要因は、四半期純利益を345百万円計上いたしました。配当金を123百万円計上したことにより、利益剰余金が221百万円増加したことであります。

(3) キャッシュ・フローの状況について

当第2四半期連結会計期間末（平成26年6月30日現在）における現金及び現金同等物残高は、2,421百万円となり、前連結会計期間末の2,386百万円より35百万円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が279百万円、たな卸資産の減少が91百万円、長期未払金の増加が86百万円、その他流動負債の増加が73百万円、減価償却費が44百万円となりましたが、役員退職慰労引当金の減少が85百万円、仕入債務の減少が68百万円、預り金の減少が27百万円、売上債権の増加が26百万円、その他の流動資産の増加が25百万円等により311百万円の増加（前第2四半期連結累計期間は522百万円の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が504百万円、定期預金の預入による支出が130百万円あった一方で、定期預金の払戻による収入が130百万円、有価証券の償還による収入が91百万円あったこと等により、415百万円の減少（前第2四半期連結累計期間は107百万円の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い122百万円の支出及び社債の償還による支出30百万円となりましたが、社債発行による収入294百万円等により、139百万円の増加（前第2四半期連結累計期間は149百万円の減少）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうこととなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。これらの実現のため、当社の役員及び社員は法令を遵守し、信頼と信用で地元密着した不動産に関するトータルサービスを提供しております。当社は、不動産売買を検討されるお客様への、インスペクション（第三者機関による耐震診断や建物検査）の提案や、インスペクションの検査結果を踏まえたリフォームの提案等により、優良な中古住宅の流通に努めております。また、当社が売主となって、高品質の建売住宅やリノベーションマンション等の付加価値を高めた住宅の提供に努めております。さらに、コンサルティング事業部においては、資産家を対象とした土地の有効活用案件等の長期にわたる案件や大型の事業用案件、不動産投資家に対する収益用案件の積極的な提案に取り組んでおります。

また、当社は、事業活動に係る全ての利害関係者を重視し、経営の効率性、健全性及び透明性を確保しつつ公正な意思決定機関を持つこと、並びにコンプライアンス体制を構築することを経営上の重要な基盤と考え、経営監視機能の強化に努めております。具体的には、株主の皆様に対する経営陣の責任の一層の明確化を図る目的で、平成18年3月より取締役の任期を従来の2年から1年に短縮する、取締役10名のうち1名を社外取締役とする、監査役3名のうち2名を社外監査役とするなどの取り組みを行っております。

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要

当社は、平成25年3月26日開催の第37期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の更新について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。

本プランは、これらの大規模買付行為が行われる際、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社取締役会は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、提出を求める情報のリストを交付します。大規模買付者には、原則として当該情報リストが交付されてから60日以内に情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による検討期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示します。

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる第三者委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否か等の本プランに係る重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとします。

第三者委員会は、（i）大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、（ii）大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び（iii）大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとし、その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会を開催するものとします。また、当社取締役会は、第三者委員会から上記（i）又は（ii）の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。上記（i）ないし（iii）の場合は、当社取締役会は、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の可否等を判断します。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付するとともに、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式を取得することができるものとします。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成28年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://2110.jp/ir/pdf/info_201302_2.pdf）にて掲載しております。（平成25年2月12日付プレスリリース）

具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させるための具体的方策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(b)に記載した本プランも、当社取締役会から独立した組織として第三者委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、企業価値ひいては株主価値に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,000,000
計	79,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,898,450	19,898,450	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	19,898,450	19,898,450		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社日住サービス第1回新株予約権中期プラン

決議年月日	平成26年5月12日
新株予約権の数(個)	339(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成26年5月30日～平成49年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 170(注)2 資本組入額 85
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり169円と行使時の払込金額1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役(社外取締役を除く)に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり169円については各付与対象者の報酬債権の対当額をもって相殺されるものであります。

3 新株予約権の行使の条件

下記に準じて決定するものであります。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものであります。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権の割り当てを受けた者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものであります。ただし、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合は除くものであります。

(3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。新株予約権の割り当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。

4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものであります。

5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

下記に準じて決定するものであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下に同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとするものであります。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めることを条件とするものであります。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものであります。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とするものであります。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものであります。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とするものであります。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとするものであります。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定するものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものであります。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものであります。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記に準じて決定するものであります。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものであります。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定するものであります。

株式会社日住サービス第1回新株予約権長期プラン

決議年月日	平成26年5月12日
新株予約権の数(個)	341(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成26年5月30日～平成66年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 160(注)2 資本組入額 80
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり159円と行使時の払込金額1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役(社外取締役を除く)に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり159円については各付与対象者の報酬債権の対当額をもって相殺されるものであります。

3 新株予約権の行使の条件

下記に準じて決定するものであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものであります。

(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできません。

4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものであります。

5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

下記に準じて決定するものであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下に同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとするものであります。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めることを条件とするものであります。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものであります。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とするものであります。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものであります。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とするものであります。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとするものであります。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定するものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものであります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものであります。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものであります。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記に準じて決定するものであります。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものであります。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定するものであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日		19,898,450		1,568,500		485,392

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成26年6月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 日住カルチャーセンター	神戸市中央区三宮町1丁目5番1号	3,812	19.16
日住サービス従業員持株会	大阪市北区梅田1丁目11番4-300号	1,028	5.16
株式会社カワサキライフ コーポレーション	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号	640	3.21
新 名 和 子	神戸市東灘区	592	2.97
和田興産株式会社	神戸市中央区栄町通4丁目2番13号	461	2.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	400	2.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	375	1.88
株式会社関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	349	1.75
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目1番1号	346	1.73
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	346	1.73
計		8,351	41.97

(注) 上記のほか当社所有の自己株式4,450千株(発行済株式総数に対する割合22.36%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 4,450,000		単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,296,000	15,296	同上
単元未満株式	普通株式 152,450		
発行済株式総数	19,898,450		
総株主の議決権		15,296	

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社日住サービス (自己保有株式)	大阪市北区梅田1丁目 11番4-300号	4,450,000		4,450,000	22.36
計		4,450,000		4,450,000	22.36

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,456,727	2,491,810
営業未収入金	268,722	284,493
完成工事未収入金	70,738	81,006
有価証券	10,019	25,008
販売用不動産	201,836	231,604
仕掛販売用不動産	142,792	125,151
未成工事支出金	6,663	2,792
繰延税金資産	13,954	21,929
その他	64,121	90,577
貸倒引当金	979	1,008
流動資産合計	3,234,595	3,353,366
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 1,071,361	1 1,340,057
土地	1 2,030,237	1 2,123,377
その他（純額）	25,979	20,186
有形固定資産合計	3,127,579	3,483,621
無形固定資産	90,738	81,275
投資その他の資産		
投資有価証券	269,569	149,795
敷金及び保証金	845,036	854,553
長期預金	600,000	600,000
保険積立金	19,949	19,949
繰延税金資産	4,969	173,645
その他	1,733	4,283
貸倒引当金	2,000	2,000
投資その他の資産合計	1,739,258	1,800,226
固定資産合計	4,957,576	5,365,122
繰延資産		
社債発行費	4,655	9,075
繰延資産合計	4,655	9,075
資産合計	8,196,827	8,727,564

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	234,761	205,492
短期借入金	1,500,000	1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	1 5,328	1 5,328
1年内償還予定の社債	40,000	61,000
未払法人税等	21,430	115,437
預り金	639,639	612,318
賞与引当金	20,620	18,220
役員賞与引当金	30,600	16,800
その他	350,582	374,941
流動負債合計	2,842,961	2,909,537
固定負債		
社債	290,000	539,000
長期借入金	1 74,672	1 72,896
長期未払金		86,300
退職給付引当金	443,286	445,350
役員退職慰労引当金	85,200	
長期預り金	77,103	76,953
繰延税金負債	46	77
固定負債合計	970,307	1,220,576
負債合計	3,813,269	4,130,114
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,568,500	1,568,500
資本剰余金	1,689,163	1,689,163
利益剰余金	2,358,802	2,580,273
自己株式	1,326,745	1,327,290
株主資本合計	4,289,721	4,510,647
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,442	2,966
その他の包括利益累計額合計	14,442	2,966
新株予約権		2,787
少数株主持分	79,394	81,048
純資産合計	4,383,558	4,597,449
負債純資産合計	8,196,827	8,727,564

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	3,354,967	3,363,417
売上原価	1,256,058	1,345,045
売上総利益	2,098,909	2,018,371
販売費及び一般管理費	1,694,685	1,727,384
営業利益	404,223	290,987
営業外収益		
受取利息	1,971	1,898
受取配当金	605	3,590
生命保険配当金	1,717	1,854
雑収入	1,538	3,524
営業外収益合計	5,833	10,867
営業外費用		
支払利息	12,316	13,011
雑損失	3,256	4,063
営業外費用合計	15,572	17,075
経常利益	394,485	284,779
特別損失		
固定資産売却損	6,174	
固定資産除却損	1,197	115
減損損失		5,346
特別損失合計	7,372	5,461
税金等調整前四半期純利益	387,112	279,318
法人税、住民税及び事業税	145,186	107,032
法人税等調整額	4,995	174,465
法人税等合計	140,191	67,432
少数株主損益調整前四半期純利益	246,921	346,750
少数株主利益	2,459	1,677
四半期純利益	244,461	345,073

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	246,921	346,750
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,210	11,449
その他の包括利益合計	9,210	11,449
四半期包括利益	256,131	335,301
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	253,641	333,597
少数株主に係る四半期包括利益	2,490	1,703

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	387,112	279,318
減価償却費	39,472	44,643
社債発行費償却	979	1,184
貸倒引当金の増減額(は減少)	37	29
賞与引当金の増減額(は減少)	85	2,400
役員賞与引当金の増減額(は減少)	13,150	13,800
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,562	2,063
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,300	85,200
株式報酬費用		2,787
受取利息及び受取配当金	2,577	5,488
支払利息	12,316	13,011
減損損失		5,346
有形固定資産売却損益(は益)	6,174	
有形固定資産除却損	1,197	115
売上債権の増減額(は増加)	105,240	26,039
たな卸資産の増減額(は増加)	71,894	91,655
仕入債務の増減額(は減少)	101,126	68,454
預り金の増減額(は減少)	4,341	27,321
長期預り金の増減額(は減少)	3,953	149
長期未払金の増減額(は減少)		86,300
その他の流動資産の増減額(は増加)	32,281	25,105
その他の流動負債の増減額(は減少)	132,724	73,361
敷金及び保証金の増減額(は増加)	7,639	9,390
長期前払費用の増減額(は増加)	1,695	2,550
その他	7,483	631
小計	586,619	334,551
利息及び配当金の受取額	1,676	5,098
利息の支払額	12,143	13,730
法人税等の支払額	56,387	14,481
法人税等の還付額	2,599	533
営業活動によるキャッシュ・フロー	522,365	311,971
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入		91,000
定期預金の預入による支出	230,000	130,000
定期預金の払戻による収入	130,000	130,000
有形固定資産の取得による支出	9,509	504,167
有形固定資産の売却による収入	8,250	1,944
無形固定資産の取得による支出	6,655	4,710
投資活動によるキャッシュ・フロー	107,914	415,933

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		1,776
社債の発行による収入		294,395
社債の償還による支出	30,000	30,000
自己株式の取得による支出	200	544
配当金の支払額	119,572	122,979
少数株主への配当金の支払額	50	50
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,823	139,045
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	264,628	35,083
現金及び現金同等物の期首残高	2,218,273	2,386,727
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,482,901	2,421,810

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日至平成26年6月30日)	
有形固定資産から販売用不動産への振替	
所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。	
建物及び構築物	24,092千円
土地	76,315 "
計	100,408千円
なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
建物及び構築物	32,188千円	31,845千円
土地	101,799 "	101,799 "
計	133,989千円	133,644千円

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	5,328千円	5,328千円
長期借入金	74,672 "	72,896 "
計	80,000千円	78,224千円

保証債務

保証債務の内容としては、仲介取引における買主が売主に支払う契約手付金に対するものであります。

前連結会計年度 (平成25年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
被保証者	保証金額	被保証者	保証金額
一般顧客	73,500千円	一般顧客	40,980千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
給料諸手当	769,472千円	759,240千円
退職給付費用	45,406 "	48,547 "
賞与引当金繰入額	19,820 "	18,220 "
役員賞与引当金繰入額	13,800 "	16,800 "
役員退職慰労引当金繰入額	5,300 "	5,300 "
貸倒引当金繰入額	37 "	29 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金	2,552,901千円	2,491,810千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	70,000 "	70,000 "
現金及び現金同等物	2,482,901千円	2,421,810千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月26日 定時株主総会	普通株式	120,041	8.00	平成24年12月31日	平成25年3月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月25日 定時株主総会	普通株式	123,602	8.00	平成25年12月31日	平成26年3月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 2
	不動産売 上	不動産賃 貸収入	工事売上	不動産管 理収入	受取手数 料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	455,925	219,501	875,912	235,571	1,568,056	3,354,967		3,354,967
セグメント間の 内部売上高又は 振替高		4,140	2,577	731	5,729	13,177	13,177	
計	455,925	223,641	878,489	236,302	1,573,786	3,368,145	13,177	3,354,967
セグメント利益	40,915	9,312	44,399	48,971	405,584	549,182	144,958	404,223

(注) 1 セグメント利益の調整額 144,958千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 2
	不動産売 上	不動産賃 貸収入	工事売上	不動産管 理収入	受取手数 料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	438,416	216,080	977,874	249,619	1,481,426	3,363,417		3,363,417
セグメント間の 内部売上高又は 振替高		5,450	1,764	1,572	9,093	17,880	17,880	
計	438,416	221,530	979,638	251,191	1,490,519	3,381,297	17,880	3,363,417
セグメント利益	36,839	15,194	41,441	46,486	311,750	451,713	160,726	290,987

(注) 1 セグメント利益の調整額 160,726千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 追加情報に記載の通り、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「不動産賃貸収入」セグメントにおいて、賃貸用不動産について収益性が低下したことに及び売却を意思決定したことに伴い減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては5,346千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円29銭	22円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	244,461	345,073
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	244,461	345,073
普通株式の期中平均株式数(株)	15,004,895	15,448,579
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		22円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		345,073
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))		
普通株式増加数(株)		14,683
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 1 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

株式会社 日住サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 口 誓 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日住サービスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日住サービス及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。